

岩手県告示第 857 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 18 年 8 月 18 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 281 号

(2) 供用開始の区間 岩手郡葛巻町葛巻第 28 地割字小屋瀬 73 番 12 地先から 86 番 1 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 8 月 18 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成 18 年 8 月 18 日から同年 9 月 18 日まで

2(1) 路線名 455 号

(2) 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町中里字林の下 138 番 15 地先内

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 8 月 18 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 18 年 8 月 18 日から同年 9 月 18 日まで